

脱炭素先行地域への本市の応募について

1. 脱炭素先行地域とは

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

国は、2025年度までに、少なくとも100カ所の選定を行い、2030年度までに実行することで、農村や都市部の街区など多様な地域における地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素（地域課題の解決による住民の暮らしの質の向上）の実現の姿を示し、全国に広げる（ドミノ化する）こととしています。

2. 脱炭素先行地域に応募するメリット

国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付（原則5年間）

対象事業	設備等の例	交付率
再エネ設備整備	太陽光発電設備 等	2 / 3
インフラ設備整備	蓄電設備、自営線、エネマネ 等	2 / 3（一部定額）
省CO ₂ 等設備整備	高効率な換気・空調・給湯・照明、 コージェネ、ZEH、ZEB、 EVパッカー車・EVバス 等	2 / 3（一部定額）
効果促進事業	省CO ₂ 診断、アプリ開発 等	2 / 3

3. 提案者（主たる提案者が地方公共団体であること）

- (1) 地方公共団体（市区町村、都道府県）
- (2) 複数の地方公共団体の共同提案
- (3) 地方公共団体、民間企業、大学等の共同提案

4. 選定要件・評価ポイント

（第2回募集のもの。第1回募集時に比べて要件が追加されている。）

- (1) - 1 2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現すること
 - 対象となる住民や企業等との合意形成の見通しがある
 - 再エネ等の電力供給量の自家消費等の割合を可能な限り高くする
- (1) - 2 地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外、民生部門以外の温室効果ガス排出に関する地域特性に応じた1つ以上の取組）
 - 対象となる住民や企業等との合意形成の見通しがある
- (2) 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入
 - 実地調査等の実施により再エネ導入可能量をより確実に把握している

- 対象となる住民や企業等との合意形成の見通しを踏まえた導入量となっている
- (3) 脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
→地域課題の解決方法（雇用確保、産業維持・育成、地域ビジネス創生、防災力向上、生活の質の向上）について適切に説明されている
- (4) 脱炭素先行地域の範囲・規模の特定
→脱炭素先行地域内の民生部門の住民や企業等の原則すべての電力使用者を対象
→既存民間施設の取組など難易度が高く、意欲的な範囲を設定している
- (5) 計画の実現可能性
→関係者間における具体的な体制が構築され、適切に合意形成が図られている
→金融機関等からの資金調達の見通し等を踏まえ、事業継続性が確保されている
（主に地域金融機関を介した地域循環共生圏に資するもの）
→脱炭素に関する先導的な取組や地域新電力の設立に係る実績がある
- (6) 取組の進捗管理の実施方針及び体制
→アクションプランの策定や外部有識者を含めた体制構築など複層的な進捗管理・評価の体制となっている
- (7) 他地域への展開可能性
→展開可能性のある他の地域（他市区町村の類似地域や同一市区町村内の他の地域）が具体的に示されている
- (8) 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等

5. 応募時期（市議会で説明している予定時期）

第3回 募集：2023年1月下旬～2月下旬（想定）

選定結果公表：2023年4月（想定）

6.（参考）第1回選定結果（別紙参照）

79件（102自治体）の応募に対して26件（48自治体）の選定

（選定率：32.9%）

以上